

《 補 足 説 明 書 》

徳島県警察本部拠点整備課

委託業務名 R 2 警営 徳島中央警察署沖浜交番他 徳・沖浜 1 他
浄化槽改修設計業務

別途発注委託 無し

担当 職 氏名 営繕係 近藤 哲也

1 現地調査

希望者は、現地調査をすることができるが、事前に警察本部拠点整備課営繕係の了解を得てから調査を行ってください。

2 質 疑

閲覧図書に関する質疑がある場合は、令和 2 年 4 月 7 日（火）の正午までに、拠点整備課に提出すること。

質疑書は、書面によることとし、様式は任意とする。書面は持参、郵送（上記期日・時間に係員の手元に必着）、ファクシミリ又は電子メール（ファクシミリ、電子メールについては、送信後に電話により受信について確認すること）により提出するものとする。

なお、入札予定額等に影響する重大な質疑については、当課から指名業者全員に回答する。

提出先 住 所 〒 7 7 0 - 8 5 1 0
徳島市万代町 2 丁目 5 番地 1
徳島県警察本部警務部拠点整備課営繕係
電 話 0 8 8 - 6 2 2 - 3 1 0 1
ファクシミリ 0 8 8 - 6 2 2 - 9 4 8 7
電子メール eizen3@police.pref.tokushima.jp

3 注意事項

・委託契約書においては、契約の相手方が課税事業者の場合においては、業務委託料に併せて当該取引に係る消費税額を明示するので、落札決定後、落札者は課税事業者であるか又は免税事業者である旨について、ただちに届出ること。

・委託契約書においては、建築士法第 2 2 条の 3 の 3 に定める記載事項について記載するので、落札決定後、落札者は建築士法第 2 2 条の 3 の 3 に定める記載事項（拠点整備課指定様式）を 2 部、ただちに提出すること。

4 重要事項説明

落札者は、建築士法第 24 条の 7 に規定に基づき落札決定から契約までの間に重要事項説明書（拠点整備課指定様式）を 2 部提出し、係員に内容説明を行った後、係員の確認印を受け、1 部を落札者にて保管すること。

5 営繕積算システム（R I B C）の利用料

設計委託金額に営繕積算システム（R I B C）の内訳書数量入力システム L I T E の利用料を含んでいる。

